

実社会との接点を重視した課題解決型学習プログラムに係る実践研究 公募要領

令和3年3月3日
初 等 中 等 教 育 局

1 事業名

実社会との接点を重視した課題解決型学習プログラムに係る実践研究

2 事業の趣旨

選挙権年齢及び成年年齢が18歳以上に引き下げられ、生徒にとって政治や社会が一層身近になる中、小・中・高等学校等において、児童生徒に持続可能な社会づくりに向かう社会参画意識や社会形成に参画する態度等を育むことをねらいとして、地域や現実社会における諸課題を追究したり解決したりする実践的な学習プログラム（高等学校においては、平成30年3月に公示した高等学校学習指導要領の公民科に新必修科目として設置された「公共」の目標や内容の趣旨を取り入れた指導の工夫について含めること）を開発し、その成果を普及することによって各学校における取組を促し、主権者として必要な資質・能力を育む教育を推進する。

なお、本事業は「新学習指導要領の着実な実施に向けた取組の推進事業委託要項2 事業の内容 ② 主体的な社会参画の力を育む指導の充実」に係る事業である。

3 事業の内容

上記2の趣旨に基づき、教育委員会又は学校の設置者（以下、「教育委員会等」という）及び教育委員会等が指定する学校（以下、「実践校」という）において、次に示す類型Ⅰ・類型Ⅱ・類型Ⅲのいずれかの実践研究を実施し、学習プログラムを開発する。

なお、本事業において開発する学習プログラムとは、①年間指導計画又は単元計画及び指導案、②実践事例（目標、内容、評価の規準、実際の教育活動及び教材）及び③その指導を通じた児童生徒の変容（児童生徒の変容は、レポートの内容等から読み取れる具体的な児童生徒の様子を示すことに加え、事前事後の意識調査などにより数値で示すことが望ましい）等を説明するものから構成するものとし、具体的には、文部科学省が示す様式に従いまとめるものとする。

【類型Ⅰ】 ※（ ）内は中学校

小学校又は中学校の社会科において、主権者として必要な資質・能力を育むため、その地域社会の抱える具体的な課題等の解決策について考察したり構想したりするなど、実社会との接点を重視した学習の在り方についての実践研究を行う。

なお、研究に取り組むに当たっては、次の①～⑤を踏まえるものとする。

- ① 児童（生徒）が地域社会で起きている事柄に興味・関心をもち、地域社会の形成に参画する基礎を培うため、学校の所在地や自分たちの住む市区町村の政治の働き、経済並びに地方自治など地域の関係諸機関と連携した身近な地域に

関わる学習の充実を図り、児童（生徒）が地域や社会生活における具体的な課題等を自分との関わりの中で捉えられるようにするための工夫等を明らかにする。

- ② 地域社会で起きている事柄について、実感をもって学習に取り組む視点から、現実の具体的な社会的事象を模擬的に取り上げたり、議論を通して多角的（多面的・多角的）に考えたりすることができるよう、児童（生徒）の発達の段階に応じた学習プログラムの開発を目指す。
- ③ 学習プログラムで扱う地域社会の抱える具体的な課題については、実践校において、学校が存在する地域の実情を踏まえるとともに、児童（生徒）の発達の段階に応じた適切な課題となるようにする。
例えば、小学校段階においては、地域の少子高齢化や国際化、自然災害への対応や備え、地域の開発や活性化、国民としての政治への関わり方などに関する課題が考えられる。また、中学校段階においては、地域の在り方、選挙など国民の政治参加、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、地域社会における法やきまり（国民生活に果たす憲法の役割などを含む）、個人や企業の経済活動における役割と責任、災害対策の充実、環境問題、身近な消費生活などに関する課題が考えられる。
- ④ 教科等間の連携については、特に特別活動の児童会活動（生徒会活動）について、主権者教育に関わる内容相互の関連を図るようにするとともに、新学習指導要領において、充実を図った内容を取り入れたり、小・中学校への系統的なつながりに配慮したりする。
- ⑤ 家庭との連携及び地域社会の関係者（保護者、地域住民、行政機関（選挙管理委員会、議会事務局含む）、自治会、商工会、商工会議所、地域企業、社会教育団体、特定非営利活動法人等）との連携を工夫する。

【類型Ⅱ】

高等学校の公民科において、主権者として必要な資質・能力を育むため、社会を構成する自立した主体として、よりよい社会の形成に向けて必要な知識（社会の中で汎用的に使うことのできる概念等に関わる知識を含む）についての理解を深め、その理解を基に現代社会における諸課題について追究したり解決したりする学習の在り方についての実践研究を行う。

その際、平成 30 年 3 月に公示した高等学校学習指導要領の公民科に新必修科目として設置された「公共」の科目の目標や内容の趣旨を見据えた指導の工夫について実践研究に含めることとし、学習プログラムを開発・実施する。

なお、研究に取り組むに当たっては、次の①～⑤を踏まえるものとする。

- ① 現実の具体的な社会的事象を取り上げたり、模擬的な活動（模擬選挙、模擬議会など）を展開したりする際の指導方法の工夫改善を図る。

なお、模擬選挙の実施に際しては、特定非営利活動法人やシンクタンク等の外部団体による政党の選挙公約等の政策を比較可能な形でまとめた資料やデータを用いるなど取組を工夫する。

- ② 社会に参画する主体として自立することや、他者と協働してよりよい社会を形成することに向けて、現代社会の諸課題について追究したり解決したりする学習プログラムの開発を目指す。

特に、現実の具体的な社会的事象を取り上げる際には、例えば、異なる立場の主張、それぞれの主張の根底にある価値、他者の利益や損失等に留意させるなど、生徒が多面的・多角的に考え、議論を展開できるように指導を工夫する。

- ③ 学習プログラムで扱う現代社会の諸課題については、実践校において、生徒の実情を踏まえて設定するが、例えば、次のような事柄や課題が考えられる。

【主として法に関わる事項】

法や規範の意義及び役割[a]，
多様な契約及び消費者の権利と責任[b]，
司法参加の意義[c]

【主として政治に関わる事項】

政治参加と公正な世論の形成・地方自治[d]，
国家主権・領土（領海，領空を含む。）[e]，
我が国の安全保障と防衛[f]，
国際貢献を含む国際社会における我が国の役割[g]

【主として経済に関わる事項】

職業選択[h]，
雇用と労働問題[i]，
財政及び租税の役割，少子高齢社会における社会保障の充実・安定化[j]，
市場経済の機能と限界[k]，
金融の働き[l]，
経済のグローバル化と相互依存関係の深まり（国際社会における貧困や格差の問題を含む。）[m]

- ④ 教科等間の連携については、特に特別活動の生徒会活動について、新学習指導要領に示す内容のうち、主権者教育に関わる内容相互の関連を図るなど、生徒の学習負担にも配慮しつつ教育課程全体としての取組を工夫する。

- ⑤ 家庭や地域社会の関係者（保護者，地域住民，自治会，商工会，商工会議所，地域企業，社会教育団体，特定非営利活動法人やシンクタンク等の民間団体等）との連携，専門家や関係諸機関（弁護士，税理士，社会保険労務士，関係行政部局（選挙管理委員会，議会事務局を含む）の担当者，消費生活相談員など）との連携・協働を円滑に進めるための方策の開発を目指す。その際，コーディネーターの活用等を含め，各種の専門性を有する学校外部の人材や地域社会の関係者との連携を工夫する。

【類型Ⅲ】

幼児期から高等学校段階までの実社会との接点を重視した学びの円滑な接続、関係する教科等間での連携など、学校種や教科等を越えた連携を推進することにより、児童生徒に主権者としての意識を涵養し、必要な資質・能力を確実に育成していく、教育課程全体を通じた指導の在り方についての実践研究を行う。

特に、教科等間の連携については、社会科、公民科を中心として、特別の教科道徳、総合的な学習（探究）の時間、特別活動（特に児童会活動、生徒会活動など）等について、新学習指導要領に示す内容のうち、主権者教育に関わる内容相互の関連を図るなど、児童生徒の学習負担にも配慮しつつ教育課程全体としての取組を工夫する。

なお、研究に取り組むに当たっては、次の①②を踏まえるものとする。

① 小学校、中学校、高等学校の異なる校種間での連携方策を探る。（例えば、小学校・中学校の社会科における学習と高等学校公民科の必履修科目「公共」における学習との円滑な接続を図ったカリキュラムの開発など）

なお、幼稚園等と連携することも可能とする。

② 社会科、公民科を中心として、特別活動（特に児童会活動、生徒会活動など）をはじめ、特別の教科道徳、総合的な学習（探究）の時間等について、それぞれの特質に応じた主権者教育の取組の工夫と、相互の関連を図った教科等横断的なカリキュラムの開発を推進する。

4 公募対象

公募対象は、都道府県教育委員会、政令指定都市教育委員会、市区町村教育委員会、国立大学法人、公立大学法人、学校法人とする。

5 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

6 参加表明書の提出

(1) 参加表明書の提出は不要とする。

7 企画提案書の提出方法等

(1) 提出書類

○企画提案書（「事業実施計画書（様式1-1）」「実践研究の概要（様式1-2）」で代える） ※様式1-2は【類型Ⅱ】のみ提出

○その他、本事業の実施上で教育委員会等の関連する方針、施策、当該施策に係る予算が分かる資料及びその他参考となる資料

○また、審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写しを提出すること。

(2) 提出方法

企画提案書については、原則電子メールによる電子媒体で提出すること。

ただし、電子メールで送付できない理由がある場合には、紙媒体での提出も可能とする。なお、提出にあたっては、下記留意事項を確認すること。

①電子メールによる電子媒体で提出する場合

- ・作成した事業実施計画書を PDF ファイルにまとめ、メールに添付の上、送信すること。
- ・メールの件名は「【提出】（契約の相手方となる団体名）実社会プログラム」とすること。
- ・ファイルを含めメールの容量が 10MB を越える場合は、「ファイル転送システムの転送希望」とメールにて連絡し、送付されたファイル転送システムを使用してファイルを送信すること。
- ・メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。
- ・メール受領後、申請者に対してメールにより受領確認を送信する。送信後、3 日を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、電話にて以下(3)②「郵送先及び本件担当」まで照会すること。

②郵送等（郵便、宅配便等）による紙媒体で提出する場合

- ・提出部数は、7 部（正本 1 部、副本 6 部）とする。なお、正本 1 部は片面印刷とし、副本 6 部は両面印刷とすること。
- ・簡易書留、宅配便等、送達記録の残る方法で送付すること。
- ・郵送中の事故については、当方は一切の責任を負わない。

(3) 提出先

①電子メール：kyoiku@mext.go.jp

②郵送先及び本件担当

〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目 2 - 2

文部科学省 初等中等教育局 教育課程課 教育課程総括係（宛）

TEL:03-6734-2073

(4) 提出締切

令和 3 年 3 月 29 日（月）

- ・電子メールは当日の送信記録があるもの
- ・郵送等については、当日 18 時 15 分必着

(5) その他

- ・事業実施計画書等の作成及び提出に係る費用については、審査結果にかかわらず企画提案者の負担とする。

- ・提出された事業実施計画書等については、返却しない。
- ・提出締切を過ぎてからの書類の提出及び差替えは一切認めない。

8 事業規模（予算）及び採択件数

事業期間：令和3年度から令和4年度（2か年事業（予定））

事業規模：

- ・【類型Ⅰ】及び【類型Ⅱ】
令和3年度については、1件あたり1,000千円程度
令和4年度についても、1件あたり1,000千円程度を予定
- ・【類型Ⅲ】
令和3年度については、1件あたり1,500千円程度
令和4年度についても、1件あたり1,500千円程度を予定

採択件数：

- ・【類型Ⅰ】及び【類型Ⅱ】各3件（予定）
- ・【類型Ⅲ】2件（予定）

※ 類型による申請の考え方については以下の通り。

- ・【類型Ⅰ】【類型Ⅱ】の実践研究を行う受託団体は、域内の小学校、中学校、高等学校1～5校程度で申請することを想定。
- ・【類型Ⅲ】の実践研究を行う受託団体は、域内の小学校、中学校、高等学校の複数校（3～4校程度）で申請することを想定。
- ・類型Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを組み合わせで申請することも可。

※ 採択件数は審査委員会が決定する。

※ 毎年度、事業の実施状況等について評価又は確認等を行い、事業の継続の可否を判断するものとする。

※ 2年度目の予算額は初年度の予算額と同程度となることを前提に計画を立てること。ただし、採択後において、各年度の予算の状況により予算額が変動する可能性がある。なお、契約の締結は毎年度行うものとする。

9 採択方法等

文部科学省が設置する審査委員会において、〔別紙〕に定める審査基準に基づき、書類審査等を実施する。

審査終了後、30日以内に全ての提案者に審査結果を通知する。

10 委託契約締結

審査の結果、委託契約予定者と提出書類等を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額は、本公募要領8に示す事業規模及び「事業実施計画書」の内容等を勘案して決定するものとし、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

※ 国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても契約締結後でなければ事業に着手できないことに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この

旨を再委託先にも十分周知すること。

11 事業の成果について

文部科学省は、事業完了報告書等の集録を編集し、書籍及びインターネットその他の媒体により公表するなど、事業の成果を広く普及・啓発することを予定している。

12 スケジュール

- ①令和3年3月4日 公募開始
- ②令和3年3月29日 公募締切
- ③令和3年4月中旬 選考・審査（予定）
- ④令和3年4月下旬 選考・審査結果の通知（予定）
- ⑤令和3年5月下旬 委託契約の締結
- ⑥令和4年2月 事業連絡協議会（予定）※オンライン開催を予定
- ⑦令和4年3月末 事業完了報告書等の文部科学省への提出期限

（以下は、令和4年度においても引き続き委託契約した場合）

- ⑧令和4年4月以降 委託契約の締結
- ⑨令和5年2月 事業連絡協議会（予定）
- ⑩令和5年3月末 事業完了報告書等の文部科学省への提出期限

※ 契約締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

13 誓約書の提出等

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- (2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。
- (3) 前2項は、地方公共団体、国立大学法人には適用しない。

14 その他

- (1) 事業に係る事項については、委託要項等によるものとする。また、事業の実施に当たっては、委託契約書及び「事業実施計画書」等を遵守すること。

[契約締結に当たり必要となる書類]

選定の結果契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出いただく必要があるため、事前の準備をお願いします。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知願います。

- ・事業実施計画書（経費項目の積算を含む）
- ・（再委託がある場合）再委託に関する事項に係る資料
- ・経費の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定、見積書など）
- ・銀行口座情報

(2) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できないため、公募要領にない追加情報の提供は文部科学省の調達情報サイトにある「調達総合案内」にて行う。